

外国語指導助手設置業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、外国語指導助手設置業務について、業務内容に最も適した事業者を選定するために公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手設置業務

(2) 業務内容

別紙「外国語指導助手設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 提案見積額の上限

205,920,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 那珂市物品調達等の契約事務に関する規程に基づく、令和7年度入札参加資格者名簿に登載されている（若しくは参加申込書提出時までに登載が予定されている）者であること。
- (2) 仕様書に基づき、目的に沿った事業内容を適切に遂行できる法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 那珂市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、若しくはこれらに類する倒産手続開始を第三者から申し立てられていないこと、自ら申し立てていないこと又は自ら申し立てる予定がないこと。
- (6) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (7) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (9) 那珂市暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

(10) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール（予定）

公募開始・公告	令和7年10月21日（火）
参加申込書提出期限	令和7年11月11日（火）午後4時必着
質問書提出期限	令和7年11月17日（月）午後4時必着
企画提案書等提出期限	令和7年12月 1日（月）午後4時必着
選定委員会	令和7年12月18日（木）
選定結果通知	令和7年12月24日（水）

6 プロポーザル参加申込書類

(1) 提出書類

外国語指導助手設置業務公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年11月11日（火）午後4時必着

(4) 提出先

那珂市教育部学校教育課

(5) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、那珂市教育部学校教育課総務・再編グループ宛に提出すること。

所在地 〒319-2192 茨城県那珂市瓜連321番地

メールアドレス：gakkou-k@city.naka.lg.jp

7 質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年11月17日（月）午後4時必着

(2) 提出方法

質問書（様式5）を電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。電子メール以外の質問には応じない。

メール件名については「那珂市外国語指導助手設置 質問書（事業者名）」とする。

メールアドレス：gakkou-k@city.naka.lg.jp

(3) 回答方法

質問があった場合には、質問事業者及び参加事業者に対し、令和7年11月20日（木）までに電子メールにて回答する。

8 応募書類

(1) 応募書類（ア～オの書類を紙とデータ（P D F）で提出）

ア 外国語指導助手設置業務企画提案応募申請書（様式2）

イ 宣誓書（様式3）

ウ 企画提案書（様式自由）

・「9 選定に関する事項（1）選定基準」に示す評価項目に配慮した内容を記載すること。

エ 経費見積書（様式自由）

オ 法人の概要書

次に掲げる書類又はその写しを添付すること。証明書類は、いずれも発行後3か月以内のものの原本又は写しを提出すること。

・組織体制、類似事業の実績を記載した法人の概要書（参考様式）

・法人登記簿謄本

・总会等により承認を受けた決算であって直近のものに係る決算書、貸借対照表、損益計算書、営業報告書

・納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税

※必要に応じて、説明資料を添付することを可とする。その場合は、A4縦で4枚程度とすること。

(2) 提出部数及び仕様等

ア (1) アの応募申請書及びイ宣誓書を1部、ウ～オをまとめて9部、応募書類は、原則A4サイズで作成すること。

イ (1) の書類、エ経費見積書は、提案見積額の上限以内とし、本事業実施にあたり必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載すること。提案見積額の上限を超えたものは無効とする。

(3) 提出期限

令和7年12月1日（月）午後4時必着

(4) 問い合わせ先・提出場所

〒319-2192

那珂市教育部学校教育課総務・再編グループ

所在地：茨城県那珂市瓜連321番地 瓜連支所2階

電話029-298-1111（内線815）

E-mail: gakkou-k@city.naka.lg.jp

(5) 提出方法

紙は持参又は郵送、データ（P D F）は電子メールにより提出すること。

9 選定に関する事項

(1) 選定基準

次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な選定を行うものとする。

	評価項目	評価内容	配点
1	会社概要	1 企業コンセプト、業務内容、従業員数等 2 外国語指導助手部門及び受託担当事業所の概要 3 直近5年間茨城県内での同種及び類似業務の実績及びその他の地方公共団体、教育機関等での業務実績	10
2	採用体制	1 外国語指導助手の採用体制、採用方法及び採用基準 2 市が求める人材（外国語指導助手設置業務仕様書10 AL Tの条件）への対応及びその根拠・理由	40
3	管理体制	1 外国語指導助手の勤務評価及び評価後の指導体制と内容 2 外国語指導助手の労務管理体制 3 外国語指導助手の連絡及び相談体制	20
4	研修体制	1 外国語指導助手の採用時の研修計画と研修内容 2 学校配置後の研修計画と研修内容	30
5	危機管理体制	1 学校、幼稚園及び教育委員会からの要望、苦情等の把握と対応 2 外国語指導助手が関係する事故やトラブル、労働問題が発生した場合の対応 3 欠員発生時のフォローアップ及び補充体制 4 外国語指導助手が規律等を遵守するための指導及び措置	20
6	英語教育の提案	1 外国語指導助手を活用した効果的な提案等	10
7	価格及び説明	1 価格の妥当性 2 プレゼンテーションと質疑による提案の具体性	20
合計（150点）			

（２）選定方法

ア 市が設置する選定委員会において、参加者から提出された企画提案書等に基づき審査を行い、候補者を選定する。

イ 評価点の6割以上を得た参加者を合格とし、最も高い合計評価点を得た者を候補者として選定する。なお、最も高い合計評価点の者

が2者以上いた場合には「外国語指導助手設置業務公募型プロポーザル選定委員会」の協議により候補者を決定する。また、合計評価点が2番目の事業者を次点候補者に決定する。

ウ 候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点候補者と手続を行うものとする。

エ 選定委員会の実施

事前に提出された企画提案書等（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施する。参集時間は別途通知する。

- ・期日：令和7年12月18日（木）
- ・場所：那珂市役所瓜連支所 2階 会議室1
- ・プレゼンテーションの時間：1事業者当たり20分以内
- ・委員からの質疑応答：1事業者当たり10分程度
- ・選定委員会には、3名までを上限とし、当該業務の責任者及び中心となる担当者が出席の上、説明を行うこと。なお、質疑応答には責任者・担当者、いずれかが回答することを可とする。
- ・プレゼンテーションで使用するPCは参加者が用意すること。
- ・プレゼンテーションで使用するプロジェクター（EPSON EB-1780W）は、市が用意するものを使用すること。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外とする。

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 候補者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（4）選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知する。

10 契約に関する事項

（1）契約手続

市財務規則に定める随意契約の手続により、事業予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

（2）再委託の制限

受託者による本事業の再委託は不可とする。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合はこの限りでない。

(3) 守秘義務

受託者が、業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することは禁ずる。また、業務終了後も同様とする。

1 1 その他（留意事項）

- (1) プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者による複数の企画提案書等の提出は不可とする。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類の内容を変更することは不可とする。
- (5) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- (6) 採択された企画提案書等の著作権は市教育委員会学校教育課に帰属する。提出された書類は、本事業の選定に関わることに以外に参加者に無断で使用しないものとし、また、提出された書類の返却はしない。
- (7) 契約の締結にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、市財務規則をはじめとする諸規定を適用する。
- (8) 事前の説明会は開催しない。